

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和
四 年 五 月 二 十 三 日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺晃彦

青森県後期高齢者医療広域連合条例第二号

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和二年青森県後期高齢者医療広域連合条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和三年度分」を「令和四年度分」に、「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。